

5 雇用継続給付関係 ～高年齢雇用継続給付～



(1)令和7年4月1日以降の制度改正

令和7年4月施行

令和7年3月以前

60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年以上となった日、以下同)以降の支給率は、賃金の低下率が61%以下の場合は賃金額の15%、低下率が61%超75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額(みなし賃金額)が増える程度に応じ15%から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0%となります。



令和7年4月以降

令和7年4月1日以降に60歳に達した日を迎えた方の支給率は、賃金の低下率が64%以下の場合は賃金額の10%、低下率が64%超75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額(みなし賃金額)が増える程度に応じ10%から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0%となります。

※支給限度額・最低限度額の扱いは変わりません。

※令和7年3月31日以前に60歳に達した日を迎えた方は、従来どおりの支給率15%のままで。

(2)高年齢雇用継続給付(受給資格確認)

① 受給資格

- ・ 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
- ・ 「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること。

○通算することができる場合

離職した日の翌日から再就職した日の前日の期間が1年以内かつ、その間に求職者給付及び就業促進手当を受けていないとき

※60歳到達日に「被保険者であった期間」が5年に満たない場合、5年到達日が要件該当日となります。

② 受給資格確認時の必要書類

- ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票(「申請者氏名」欄に記名)
- ・ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- ・ **振込先口座確認資料**(本人名義の「普通預(貯)金口座 通帳」の写し等)
- ・ **年齢確認書類**(運転免許証、住民票など。マイナンバーの届出がある場合不要)
- ・ 賃金台帳・出勤簿(必要に応じて)

③ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書 の記載上のポイント

例) 生年月日 S39.7.23 60歳到達(誕生日前日)時点で被保険者であった期間が5年以上ある場合

6か月分まで記載

⑥60歳に達した日等の年月日	令和7年7月22日		⑦60歳に達した者の生年月日	昭和40年7月23日			
⑧60歳到達～期間 (60歳に達した日の翌日:7月23日)	⑨	⑩ 賃金支払対象期間	⑪	A	B	計	⑬備考欄
6月23日～60歳に達した日等	21日	7月1日～60歳に達した日等	15日				未計算
5月23日～6月22日	21日	6月1日～6月30日	21日	210,000			
4月23日～5月22日	21日	5月1日～5月31日	21日	210,000			
3月23日～4月22日	21日	4月1日～4月30日	21日	210,000			
2月23日～3月22日	21日	3月1日～3月31日	21日	210,000			
1月23日～2月22日	21日	2月1日～2月28日	21日	210,000			
		1月1日～1月31日	21日	210,000			

(3)高年齢雇用継続給付(支給申請時)

① 支給対象期間に支給された給与を基に計算します。

例1)賃金月末締、翌月10日払いの場合

支給対象年月:5月、6月 … 5月支給(4月締)、6月支給(5月締)

例2)賃金20日締、当月末日払いの場合

支給対象年月:5月、6月 … 5月支給(5月締)、6月支給(6月締)

② みなし賃金(減額)にご注意ください。

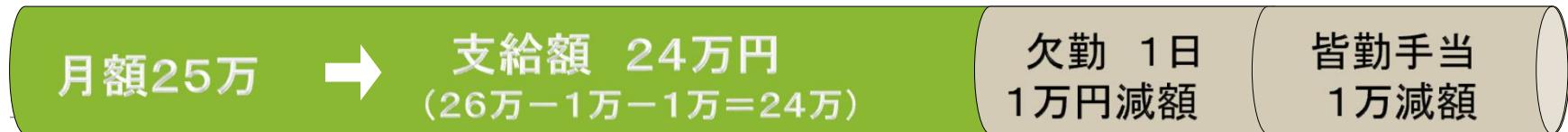
- ・本人の責めに帰すべき理由(本人都合による欠勤・遅刻・早退・懲戒など)
- ・疾病又は負傷、妊娠、出産、育児、介護、他(同盟罷業、怠業、争議行為等)
- ・**事業所の休業**

上記理由により、賃金の減額対象となった日がある場合は、支給対象月に支払われた賃金に減額部分の金額を加算した金額「みなし賃金額」へ記載します。この場合、「**みなし賃金額**が支払われたものとみなして賃金低下の判断をします。

つきましては、支給申請書の19・20・21欄にみなし賃金の算出方法など記載するようお願いします。

STUDY①

例) 日給月給者(基礎日数25日)で、基本給25万円・皆勤手当1万円の方が、1日欠勤をした場合

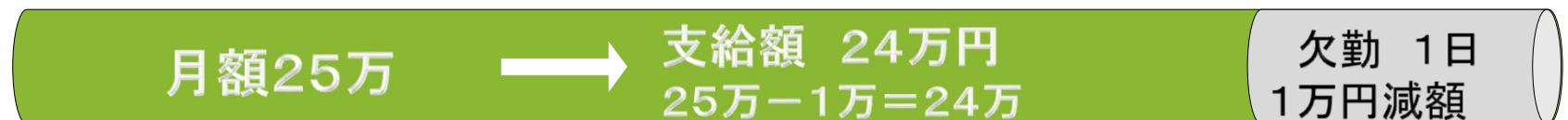


- 「支給対象年月に支払われた賃金額」: 240, 000円
- 「賃金の減額があった日数」 : 1日
- 「みなし賃金額」 : **260, 000円**

みなし賃金額は
基本給以外の
給与も含みます

STUDY②

例) 日給月給者(基礎日数25日)で、基本給25万円の方が1日休業して、休業手当6千円支給された場合



- 「支給対象年月に支払われた賃金額」: 246, 000円
- 「賃金の減額があった日数」 : 1日
- 「みなし賃金額」 : **250, 000円**

休業手当
6,000円

STUDY③

例) 日額1万円の日給制で所定労働日20日の方が、2日間欠勤、休日出勤を2日した場合

1日10, 000円×18日
→ 支給額180, 000円

欠勤2日
20, 000円

休日出勤
12, 500円×2日=25, 000円

○「支給対象年月に支払われた賃金額」: 205, 000円 (18,000+25,000)

○「賃金の減額があった日数」 : 2日

○「みなし賃金額」 : **225, 000円** (205,000+20,000)

※この場合、休日出勤ではなく、休日を変更する「振替休日」により欠勤しているければ「みなし賃金額」がなくなります。
→ ポイントは休日出勤し、出勤日を休日とする合意があったか否か。

STUDY④

例) 時間給1,250円・1日8時間勤務、通勤手当1日200円、所定労働日20日の方が2日間欠勤し、2時間遅刻した日が1日ある場合

時給1,250円 × 142h

→ 支給額177,500円

欠勤2日+2h
22,500円

通勤手当200円 × 18日
→ 支給額3,600円

欠勤2日
400円

○「支給対象年月に支払われた賃金額」: 181,100円 (177,500+3,600)

○「賃金の減額があった日数」 : 3日

○「みなし賃金額」 : **204,000円** (177,500+3,600+22,500+400)

STUDY⑤

例) 4月と10月に通勤手当(40,000円6か月分)がまとめて支給される場合

- それぞれの月に割り振ります。

$$40,000 \text{円} \div 6 = 6,666.666\cdots$$

- 各月に割り振りし、端数は最終月に割り振る

4月 6,666円 5月 6,666円 6月 6,666円
7月 6,666円 8月 6,666円 9月 6,670円(端数の4円含む)

STUDY⑥

例) 月末締め、翌月20日支払いの事業所を3月31日に離職し、4月1日から月末締め、
翌月10日支払いの事業所に入社

- 前職から雇用が継続しているため、4月以降も引き続き対象となります。

3月31日で退職した事業所の4月支払いの賃金を4月分として計上します。

STUDY⑦

例)月末締め当月末日支払 ⇒ 4月から月末締め翌月10日支払に変更となった場合

3月1日～3月31日締め分 3月31日支払	4月1日～4月30日締め分 5月10日支払	4月に支払われる賃金額なし
-----------------------	-----------------------	---------------

○変更後の支払われた賃金(5月分支払額)を、支払のない月に支払われた賃金とする。

	3月	4月	5月	6月
支給額	300,000 (3月締分)	0	250,000(4月 締分)	260,000(5月 締分)
申請書記入	300,000	250,000	250,000	260,000

STUDY⑧

例)月末締め翌月10日支払 ⇒ 4月から月末締め当月末日支払に変更となった場合

3月1日～3月31日締め分 4月10日支払	4月1日～4月30日締め分 4月30日支払	4月に2か月分の賃金額あり
-----------------------	-----------------------	---------------

○そのまま2か月分(4月10日支払、4月30日支払)を記載する。